

公 告

(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構筑波センター（JICA 筑波）が、2021 年度から実施する予定の案件に関し、別紙のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本件公告に関する問い合わせは、JICA 筑波 研修業務課（電話：029-838-1744、担当：根本 拓哉）宛にお願いします。

2021 年 10 月 29 日

独立行政法人国際協力機構
筑波センター 契約担当役
所長 渡邊 健

2021-2023 年度課題別研修「市場志向型農業振興（普及員）」の 業務委託契約に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構 筑波センター（以下「JICA 筑波」という。）は以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた市場志向型農業振興担当者／普及を所掌する中央または地方政府で農業研修や技術普及に従事する職員に対し、それを実施するために必要な野菜栽培技術、流通販売方法および普及方法について、所定の案件目標を達成するべく、市場志向型農業振興に必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般社団法人海外農業開発協会（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、途上国を対象とした農業・農村開発に関する JICA 筑波所管の研修事業を過去連続して受注した実績があり、研修事業を通じた人材育成の知見が集約されています。その中でも、市場志向型農業振興に関しては、研修事業受注および本研修対象地域への専門家派遣の実績があり、本研修コースの前身の課題別研修「アフリカ地域市場志向型農業振興（普及員）」については 2015 年度（初年度）から 2020 年度（コース最終年度）まで継続して受託しました。さらに、本研修コースは世界的な COVID-19 の感染拡大の影響によりオンラインを活用した遠隔研修を組み合わせた研修デザインとしていますが、特定者は本研修の前身の 2020 年度コースにおいて市場志向型農業振興を遠隔研修で指導した経験を有しています。

特定者は、上記の知見・経験や、これまで培った人材ネットワークを活かし、研修目標に沿った研修企画をはじめ、対象国の状況・ニーズに応じた柔軟な研修内容の検討及び運営が可能なことから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。他方、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2021-2023 年度課題別研修「市場志向型農業振興（普及員）」研修業務委託契約
- (2) 業務の目的：課題別研修「市場志向型農業振興（普及員）」の実施
- (3) 業務実施期間：2021 年度から 2023 年度まで、毎年度各 1 回
(最大計 3 回) 予定

2021 年度コースは次のとおり実施します。なお、2022 年度以降のコースについては、後日決定します。

- (4) 2021 年度 業務の実施方針及び留意事項：研修委託業務概要（別添）のとおり
- (5) 2021 年度 業務内容：研修委託業務概要（別添）のとおり
- (6) 2021 年度 履行期間：2022 年 2 月 1 日から 2023 年 1 月 31 日まで

2 応募要件

- (1) 基本的要件：

1) 公示日において、令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有し、「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の認定等級（格付）に格付けされている者であること。

なお、全省庁統一資格保有者でない者で本業務の実施を希望する者は、当機構における競争参加資格簡易審査を受けることができます。詳細は下記「3. 競争参加資格の確認等」をご確認ください。

2) 一般契約事務取扱細則第 4 条第 1 項の規定に該当しない者。

具体的には、会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。

- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

4) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

5) 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、様式 1「参加意思確認書」を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、様式 2「誓約書」の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等（実施団体が個人である場合にはその者を、実施団体が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員（暴力団員ではなくなったときから 5 年を経過していない者を含む。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

ウ. 提出者又はその役員等が自己、当団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

エ. 提出者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若し

- くは便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している。
- オ. 提出者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- カ. 提出者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- キ. その他提出者が、東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

6) その他の要件：

(ア) 技術力に関する要件

- ・ 本研修実施に十分な技術力を有すること。（A4 サイズ、1～2 枚程度の本コース実施プログラム案を添付のこと）
- ・ JICA の実施する能力強化研修「市場志向型農業振興（SHEP）－SHEP アプローチの考え方理解と実践方法の検討－」を修了していること。

(イ) 業務執行体制に関する要件

- ① 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- ② 過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

(ウ) 本研修委託業務契約は、2021 年度～2023 年度までに実施する計 3 回の研修コース全体を対象とします。しかしながら契約書については、3 回に分割して締結し、毎年 2 月頃から翌年 1 月末頃までを契約履行期間とします。なお、各契約書における契約金額等の条件は同一のものとなりますが、消費税の増税や研修内容の変更等が必要となった場合は、発注者・受注者で契約条件の変更について協議します。

3 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、参加の意思及び上記 2. に掲げる応募要件を満たすことを証明するため、次に従い、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

* 提出書類について：各種フォーマットは下記（参考）にある URL から入手ください。

(1) 全省庁統一資格者である者

- 1) 参加意思確認書（様式 1）
- 2) 競争参加資格確認申請書

注：フォーマットの「本部契約担当役 理事」を「JICA 筑波センター契約担当役 所長」とし、「(国契-〇〇-〇〇〇)」は削除ください。

- 3) 全省庁統一資格審査結果通知書（写）
- 4) 誓約書（様式 2）

(参考)・国際協力機構ホームページ <https://www.jica.go.jp/index.html>

・競争参加資格確認申請書

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html>

4 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2021年11月15日(月)午後4時まで
	提出場所	〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-6 (独)国際協力機構 筑波センター 研修業務課 電話 029-838-1744 ファクシミリ 029-838-1119 担当: 根本 拓哉
	提出書類	上記3. 競争参加資格の確認等 参照
	提出方法	電子メール又は持参又は郵送(書留としてください。)
(2) 審査結果の通知	通知日	2021年11月16日(火)
	通知方法	電子メール
(3) 応募要件無し の理由請求	請求期限	2021年11月22日(月)午後4時まで
	請求場所	上記(1) 提出場所と同じ
	請求方法	電子メール又は持参又は郵送(書留としてください。)
	回答予定日	2021年11月29日(月)
	回答方法	電子メール

5 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記4(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 各書類について、電子メールでの提出も認めます。メール提出の場合は、下記の両方のメールアドレスへ提出期限最終日午後4時までに必着で送信して下さい。

メールタイトルは【XXX(各書類名)の提出(社名●●)】202X-202X年度課題別研修「〇〇〇」コース研修委託業務として下さい。

宛先電子メールアドレス: tbicttp@jica.go.jp / *****.*****@jica.go.jp

◆研修委託契約ガイドライン、契約書雛形、様式

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

◇研修委託契約における契約関連書類の押印等の取扱いについて

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_01.pdf

◇別添 押印を省略する場合の様式例

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_02.pdf

※) 機構のシステムでは受信できるメールの容量には制限がありますので 1 回あたりのメールの容量が 4 メガバイト以下になるよう、PDF データを分割するなど調整をお願いいたします。また、圧縮ソフトを用いると機構のセキュリティシステムによりメールが排除されてしまいますのでご注意くださいをお願いいたします。

担当部課：独立行政法人国際協力機構 筑波センター 研修業務課

電話 029-838-1744 ファクシミリ 029-838-1119

根本 拓哉 (アドレス nemoto.takuya@jica.go.jp)

以上

20XX 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
筑波センター契約担当役
所長 ■■ ■■ 様

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名) 印

20XX 年度～20ZZ 年度課題別研修「〇〇」に係る参加意思確認公募について、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 法人概要

※法人概要について記載（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付してください。）

2 応募要件

(1) 基本的要件：

※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載してください。記載しきれない場合は別紙添付でも可。

※「3. 競争参加資格の確認等 * 提出書類について」を参照し必要書類を添付してください。

(2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

以上

提出日： 年 月 日

誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構
筑波センター
契約担当役 殿

201X-201X 年度課題別研修「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」コースの実施に係る競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所
法 人 名
法 人 番 号
役 職 名
代 表 者 氏 名
役職印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者又は役員等（実施団体が個人である場合にはその者を、実施団体が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員（暴力団員ではなくなったときから5年を経過していない者を含む。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- ウ. 競争参加者又はその役員等が自己、競争参加者若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- エ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している。
- オ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- カ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- キ. その他競争参加者が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体

制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以上

2021年度～2023年度課題別研修「市場志向型農業振興（普及員）」コース
研修委託業務概要

1. 研修コース概要

(1) 業務名（研修コース名）：2021年度～2023年度課題別研修「市場志向型農業振興（普及員）」

(2) 案件目標及び単元目標

【案件実施の背景】

JICA はケニアとの技術協力において、ビジネスとしての農業による所得向上を目指しながら、農家ひとりひとりの「やる気」を引き出し、自助努力によるさらなる成長を推進する、という SHEP (Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion) アプローチを提唱している。日本政府は、アフリカ開発会議 (TICAD) を 1993 年以来国連等と共同で開催しており、2013 年 6 月の TICAD・V において、SHEP アプローチをアフリカ広域に推進していくことを表明した。同アプローチのエッセンスの一部である農家の市場情報活用、農家主体による計画作りの推進、農家の積極性を促す普及／営農支援、元気な女性農家及び農村づくりについては日本に先進事例が存在する。JICA は、この先進事例の学習や各国の状況共有による学びや気づきを通じた SHEP アプローチの広域展開に向け、各国関係者を一堂に集め、2014 年度（行政官対象）、2015 年度（普及員対象）から課題別研修を実施してきた。今般は、普及員対象の研修を 2021 年度から 2023 年度まで継続実施するものである。

【案件目標】

市場志向型農業、野菜栽培技術、流通・販売方法及び普及手法が参加国の所属組織・担当地域内で共有される。

【単元目標】

- 1) 研修員の担当地域における野菜栽培、流通／販売方法及びその普及方法における課題が抽出／分析される。
- 2) SHEP アプローチについて要点を理解し、その実践における自身の役割及び必要な知識・技術が説明できる。
- 3) 園芸（野菜）作物の市場動向及び流通販売システムを活用する手法を習得する。
- 4) 市場志向型農業における、野菜栽培の有用技術が説明及び実践できる。
- 5) 小規模農民の組織化及び農業技術開発・普及システムの要点を理解し、説明できる。
- 6) 日本での学びの取りまとめ及び自国で適用する方法が検討され、その内容がレポートに取りまとめられる。
- 7) 習得技術及び技術レポートやインテリムレポートの内容が、所属組織や担当地域において共有され、共有結果が JICA に対して報告される。

(3) 業務（研修）実施方法

全てのプログラムは英語で実施する。原則として研修監理員は配置しない。但し、

通訳が必要な場合は、JICA が別途コースに配置する研修監理員がこれを行う。また、本研修コースは、世界的な COVID-19 の感染拡大の影響により、オンラインを活用した遠隔研修を組み合わせた研修デザインとする。

1) 本邦プログラムおよび事前・事後プログラム

① 講義：

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫する。

② 演習・実験／実習：

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認ができるようにすると共に、応用力も養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。

③ 見学・研修旅行（本邦プログラムにて実施）：

講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。研究機関だけでなく民間会社（メーカー）等への訪問も含め、より適応範囲の広い技術が習得できるよう工夫する。

④ レポート作成・発表：

各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるように指導する。

【インセプションレポート】（事前プログラム）

自国における普及体制の現状、SHEP 活動の進捗、自身の関わり、帰国後の活動計画、課題分析を進め、想定される解決方法の素案ができる。

【インテリムレポート】（本邦プログラム）

本邦研修での学びが整理され、自国での適用方法の検討が進む。

【ファイナルレポート】（事後プログラム）

帰国後実践した活動結果を報告する。

2) 研修付帯プログラム（本邦プログラムにて JICA が実施する）

① 集合ブリーフィング（0.5 日）

来日時の事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を通常来日の翌日に実施する。

② ジェネラルオリエンテーション（日本文化理解）（0.5 日）

日本の歴史や社会について概要を紹介し、研修員の日本文化理解を促進する。

③ プログラムオリエンテーション（0.5 日）

技術研修に先立ち、コースの目的・日程・内容及び方法等につき、説明の上、周知徹底を図り、併せて研修員の要望等を徴取する。

④ 評価会・閉講式（0.5 日）

研修の修了に際し、研修全般の効果を確認し、また今後の研修改善の参考

資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。
また評価会実施後に、同研修場所にて修了式を実施する。

(4) 業務対象となる研修員

- 1) 定員：12名
- 2) 研修対象国：バングラデシュ、スリランカ、ボツワナ、エチオピア、ガーナ、レソト、マラウイ、ナミビア、ナイジェリア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ
- 3) 対象組織：営農指導/普及を所掌する中央官公省庁、または地方政府
- 4) 対象研修員の資格要件：
- 5) 農業（特に野菜生産）の研修または技術普及に従事する者
- 6) 3年以上の関連業務（野菜生産）での実務経験を有する者
- 7) 大卒またはそれと同等の学歴を有する者
- 8) 屋外を含む50%の実習を含む研修に適する、心身とも健康な者

(5) 研修受入期間：2022年3月1日から2022年12月16日まで

事前プログラム 2022年3月1日～2022年4月上旬（遠隔）

本邦プログラム 2022年4月11日～2022年9月16日

事後プログラム 2022年9月下旬～2022年12月16日（遠隔）

(6) 業務実施場所：基本的に JICA 筑波とする。視察先は茨城県及び近隣県のリソースを活用する。

(7) 契約金額 機構が定める研修実施経費基準に基づき積算した見積書をもとに、契約交渉を経て決定する。

2. 業務の範囲及び内容

上記1.(2)の目的を達成するために、以下の業務を実施する。

【事前プログラム】（遠隔）

- (1) JICA から提供される対象国の行政官コース・帰国研修員が作成したアクションプランの内容や活動進捗、その他関連 JICA 事業の内容把握
- (2) 研修員からの事前提出書類（インセプションレポート等）の内容分析及び精度向上のための研修員からの情報収集およびその指導

【本邦プログラム】

(1) 研修実施全般に関する事項

- 1) 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- 2) 研修実施に必要な経費の見積もりおよび経費処理
- 3) コース評価要領の作成
- 4) 研修員選考会への出席（可能および必要な場合）
- 5) JICA 経済開発部及び JICA 筑波その他関係機関との連絡・調整
- 6) 英語での研修実施が困難な講師に研修を依頼する場合の通訳

- 7) コースオリエンテーションの実施
- 8) 研修の実施・運営管理とモニタリング
- 9) レポート作成・発表指導、各種発表会の実施(研修員が作成した発表資料データの取り付け・管理と配布資料の印刷等を含む)
- 10) 研修員作成の各種レポートの分析・評価、研修員の知識・経験レベルの把握
- 11) 研修員からの技術的質問への回答
- 12) 評価会への出席、実施補佐(研修員からのクエスチョネア集計を含む)
- 13) 開・閉講式への出席、実施補佐
- 14) 講義、演習、見学・研修旅行の評価・分析
- 15) 研修員への生活情報提供及び生活に係る助言・支援
- 16) 問題発生時の対応および JICA その他関係機関への連絡と調整
- 17) 野菜栽培分野の関連施設・機材の適切な維持・管理及び利用計画の作成(関連コースを受託する機関に所属する業務総括者との協力)
- 18) 関連コース間の講義、演習・実験・実習等における人的な相互交流の調整・実施
- 19) 野菜栽培分野会議への出席
- 20) 農業・農村開発分野研修コース全体反省会への出席
- 21) 研修コースで使用したテキスト、レポート、実験・実習マニュアルの JICA 筑波への提出(データ)
- 22) インターンシップ実習生、国際協力理解講座受講者などの受入れ及び実習指導
- 23) 一般来訪者の施設見学等、市民参加協力事業、民間連携等 JICA 筑波が推進している業務への協力
- 24) JICA 筑波が実施する農業関連行事への協力(主に土日に実施。年間3人日程度)
- 25) 「国際協力機構筑波国際センター生産品事務取扱要領」、「国際協力機構筑波国際センターにおける種子等の保管・管理・配付要領」等に基づく生産品及び種子等の管理に必要な事項の報告

(2) 講義(演習・実習)の実施に関する事項

- 1) 具体的な講義・演習・実験・実習計画の策定、及びその実施
- 2) 講師の選定・確保
- 3) 講師への講義依頼文書の発出
- 4) 圃場利用計画及び圃場整備作業計画の策定
- 5) 講義室及び使用資機材の確認
- 6) 講義テキスト、資機材(PC含む)、参考資料の手配、準備(翻訳・印刷を含む)・確認
- 7) 教材の複製や翻訳についての適法利用等、教材利用許諾範囲の確認
- 8) 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整
- 9) 講義等実施時の講師への対応
- 10) 講師謝金の支払い
- 11) 講師への旅費及び交通費の支払い
- 12) 講師(ないし所属先)への礼状の作成・送付

(3) 見学(研修旅行)の実施に関する事項

- 1) 具体的な見学・研修旅行計画の策定

- 2) 見学先の選定・確保と見学依頼文書ないし同行依頼文書の作成・送付
- 3) 見学先への引率、英語での説明が困難な説明者に対する通訳
- 4) 見学謝金、旅費、交通費等の支払い
- 5) 見学先への礼状の作成と送付

【事後プログラム】（遠隔）

研修員からの帰国報告取り付け・助言指導（内容の確認等を含む）・報告会の開催

なお、上記プログラムに付随する事前準備・事後整理期間においては、上記業務に加えて次の業務を行う。

【事前準備期間】

- (1) 日程・研修カリキュラム及び研修評価項目・評価基準等について JICA 筑波や JICA 経済開発部との調整・確認
- (2) 実験・実習/演習に必要な資機材・圃場の準備

【事後整理期間】

- (1) 業務完了報告書作成のための評価結果の分析と評価方法に係る改善策の検討
- (2) 業務完了報告書（教材の著作権処理結果含む）、経費精算報告書の作成
- (3) 反省会資料の作成、及び反省会への出席

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、2021 年度実施分については業務進捗報告書、経費実績報告書を各 1 部ずつ、2022 年度実施分については業務完了報告書、経費精算報告書を各 1 部ずつ、以下のとおり指定された期日までに提出するものとする。

提出書類	提出期限
業務進捗報告書 経費実績報告書	2022 年 3 月 16 日
業務完了報告書 経費精算報告書	2023 年 1 月 17 日

4. その他

JICA 筑波は、研修実施の運営にかかる通訳等の支援業務、ならびに教材・テキストの翻訳・製本、或いは研修員等の研修旅行の手配については、別途機構或いは機構が指定する業者を通じて行う。したがって、研修実施にあたっては、本業務受託者は必要に応じ、これら関連する団体等との調整を行うものとする。

以上